

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第62号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年新潟県規則第90号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による廃止前の新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なおその効力を有する。